

## (目的)

第1条 この規程は、一般社団法人エレクトロニクス実装学会(以下、「本学会」という)に投稿される著作物に関する会員および投稿者(以下、あわせて「会員等」という。)の著作権の取り扱いに関する基本事項を定めるものである。

## (定義)

第2条 本規程において、次の各項に掲げる用語は、当該各項に定める意義を有する。

2. 本著作物：著作権法第2条第1項第1号に規定するものであって、以下のいずれかに該当するものをいう。
  - ① 本学会発行の出版物に投稿される論文、解説記事等
  - ② 本学会が主催するシンポジウム、講演大会、国際会議等の予稿またはプロシーディングス原稿
  - ③ 本学会がWebサイト、サーバ等電子的通信手段を通じて配布する論文、解説記事等
  - ④ その他前記①から③に類するものであって本学会が指定するもの
3. 本著作者：会員等であって、著作権法第2条第1項第2号に規定するものをいう。
4. 本著作財産権：本著作物の著作財産権をいい、著作権法第21条(複製権)、第22条(上演権及び演奏権)、第22条の2(上映権)、第23条(公衆送信権等)、第24条(口述権)、第25条(展示権)、第26条(頒布権)、第26条の2(譲渡権)、第26条の3(貸与権)、第27条(翻訳権、翻案権等)および第28条(二次的著作物の利用に関する原著作者の権利)に定めるすべての権利を含む。
5. 本著作者人格権：本著作物に関する著作者人格権をいい、著作権法第18条(公表権)、第19条(氏名表示権)および第20条(同一性保持権)に定めるすべての権利をいう。

## (著作権の帰属)

- 第3条 本著作財産権は、すべて本学会に帰属する。
2. 本著作財産権は、本著作者が本学会に対して書面にて権利譲渡の意思を表明し本著作物を投稿し到達した時点をもって、著作権法第27条(翻訳権、翻案権等)および第28条(二次的著作物の利用に関する原著作者の権利)に定める権利を含め、すべて本学会に譲渡されたものとする。
  3. 特別な理由により前二項に定める取り扱いが不可能である場合、本著作者は投稿を行う際にその旨を本学会に対して書面等で申し出るものとし、かかる場合の取り扱いについては、本学会および本著作者の協議によって定める。
  4. 前項に定める場合であっても、本著作者は、法令および前項に定める特別な理由の許容する範囲において、本学会に対し、本著作財産権について国内外において無償で利用する(複製、公開、送信、頒布、譲渡、貸与、翻訳、翻案および二次的著作物の利用を含む。)権利を許諾(有償無償を問わず、本学会が本著作物の利用を第三者に許諾する権利を含む。)するものとする。
  5. 投稿された本著作物が本学会の出版物に掲載されないことが決定された場合(第2条第2項②に定める著作物については、シンポジウム、講演大会、国際会議等が開催されなくなった場合、および第2条第2項③に定める著作物についてはWebサイト、サーバ等電子的通信手段を通じて配布しないことが決定された場合、をいう。)、本学会は、本著作財産権を本著作者に対して返還したものとする。

## (著作者人格権の不行使)

- 第4条 本著作者は、本学会および本学会が本著作物の利用を許諾した第三者に対し、本著作者人格権を行使しない。
2. 前項の規定は、本学会および本学会が本著作物の利用を許諾した第三者が、本著作物を原著物として二次的著作物を作成した場合においても適用される。
  3. 前二項において、本学会および本学会が本著作物の利用を許諾した第三者は、本著作者の名誉または声望を害することのないよう配慮する。

## (著作者による著作物の利用)

- 第5条 本著作者は、当該本著作者が創作した本著作物を利用する場合(第三者に利用を許諾する場合を含む。)、その利用目的等の本学会が別途定める事項を記載した書面により本学会に申請し、その許諾を得るものとする。
2. 本学会は、当該本著作物の利用が、学会の目的または活動の趣旨に反しない限り、前項に定める本著作者からの申請を許諾する。
  3. 第1項の規定にかかわらず、本著作者は、次の各号に定める場合には、本学会の許諾を得ることなく本著作物を利用できるものとする。
    - (1) 本著作者個人または本著作者が所属する法人もしくは団体のWebサイトにおいて、自ら創作した本著作物を掲載する場合(機関リポジトリへの保存および公開を含む。)
    - (2) 著作権法第30条から第50条(著作権の制限)において許容された利用(著作権法第32条の引用による利用を含み、その引用は公正な慣行に合致するものであり、かつ研究等の引用の目的上正当な範囲内で行われるものである。また、著作権法第35条の非営利の教育機関等における複製を含む。)
  4. 本著作物を利用する場合は、出所を明示しなければならない。

## (著作者による保証等)

- 第6条 本著作者は、本著作物が、①第三者の著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、ドメイン・ネームおよびその他の知的財産権ならびにこれらの出願または登録に関する権利等の知的財産権その他一切の権利を侵害していないこと、および②本著作物が共同著作物である場合には、本学会への投稿を行うにあたり、当該共同著作物の他の著作者全員の同意を取得していることを保証する。なお、本著作者は、本著作物において第三者の著作物を引用する場合には、出典を明記する。

## (二重譲渡の禁止)

第7条 本著作者は、本学会以外の第三者に対し、本著作物に係る一切の著作財産権の譲渡、著作物の利用許諾および出版権の設定をしてはならない。

## (紛争処理)

- 第8条 本著作物に関する第三者からの著作権等の権利侵害が発生した場合または発生するおそれがある場合、本著作者と本学会は協力して対処するものとする。
2. 本著作物による第三者に対する著作権等の権利侵害が発生した場合または発生するおそれがある場合、本著作者が一切の責任を負う。

## (他の決定との優先関係)

第9条 本学会が他の学会等と共催する行事に投稿される本著作物の著作権について、別段の取り決めがある場合は、前各条に関わらず、当該取り決めが本規程に優先して適用されるものとする。

(準拠法および管轄裁判所)

第10条 本規程は日本法に基づき、また、解釈される。著作権に関わる紛争については、特段の定めのない限り、日本国東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(協 議)

第11条 本規程に定めなき事項および本規程の各条項の解釈に

疑義が生じた場合、本著作者および本学会は、信義誠実の原則に従って協議し、これを解決するものとする。

(改 廢)

第12条 この規程の改廢は、理事会の決議を経て行う。

附則

1. この規程は、令和2年5月25日より施行する。